

国土交通大臣 様

氏名又は名称 大津市地域公共交通活性化協議会
会長 北澗 弘康
住 所 滋賀県大津市御陵町 3 番 1 号

地域公共交通計画変更届出書

令和 年 月 日付け 第 号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

- 変更日
令和7年8月12日（火）、8月13日（水）
- 変更箇所
 - ①表2 申請番号8 近江大橋線の計画運行回数の変更
 - ②様式1－5 実車走行キロの変更
- 変更理由
近江大橋線のお盆ダイヤ期間の変更のため。

※本届出書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。
※「変更理由」は、具体的に記述すること。

令和 7 年 月 日

（名称）大津市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
【近江大橋線】 近江鉄道㈱「近江大橋線」は、草津市の「草津駅西口」バス停を起点に、「イオンモール草津」を経由して、大津市中部に位置する「浜大津」バス停を終点として運行。 「近江大橋線」は、上述のとおり市内拠点と隣接市の主要駅等への移動を支える地域間幹線系統としての機能を有するとともに、住民の通勤通学や高齢者の通院、買い物の手段として大きな役割を果たしており、地域住民の移動手段として必要不可欠な役割を果たしている。 【京都比叡平線】 京阪バス㈱「京都比叡平線」は、比叡平地区の「比叡平」バス停を起点に、京都市の「京大正門前」を経由して、「三条京阪」バス停を終点として運行。 「京都比叡平線」は、上述のとおり隣接市の主要駅等への移動を支える地域間幹線系統としての機能を有するとともに、住民の通勤通学や高齢者の通院、買い物の手段として大きな役割を果たしており、地域住民の移動手段として必要不可欠な役割を果たしている。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1）事業の目標
① 近江大橋線 収支率を令和 6 年度と比較して 1 %改善 ② 京都比叡平線 収支率を令和 6 年度と比較して 1 %改善
（2）事業の効果
学生の通学手段の確保と高齢者及び移動手段を持たない地域住民の通院、買い物等の外出支援などの生活水準の維持と、利用者の満足度向上により、地域公共交通及び地域住民活動の活性化に繋がるものである。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
交通事業者、住民、行政により構成されている地域協議会において、路線バス（補助対象系統）の利用促進を行い、利用者数の維持に努める。 例えば、大津市地域公共交通活性化協議会が実施主体となり、バスマップを作成・配布するなど、交通事業者や住民等と協議を行い、事業内容を決定する。
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表 1 を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
表 2 を添付。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
別添 1 のとおり。
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
※該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
路線の運行確保と車両の取得は一体不可分なものである。 また、交通事業者においては、地域間幹線系統の運行に係る車両について、保守点検を重ねて使用しているところだが、車齢の高いものについては、安全性と費用効率化の面から適切な入れ替えが必要である。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
新型ノンステップ車両を導入し、修繕費及び動力費の削減、バリアフリー化の推進による利便性向上・需要喚起を図る。
(2) 事業の効果
新たに車両を取得することにより、地域間幹線バス系統の維持や、地域で生活する高齢者の日常生活に必要不可欠な移動手段の確保の一助となる。さらには、住民の社会参加の促進や地域の活性化にもつながる。 併せて、修繕費や動力費の削減を行うことで、収支改善に結びつけることが期待できる。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
表 6 及び表 7 を添付。

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
地域公共交通確保維持事業に係る計画の変更について、令和７年６月２日に説明・協議を行い、承認を受けた。
19. 利用者等の意見の反映状況
計画策定にあたっては、大津市地域公共交通活性化協議会（法定協議会）の構成員である住民代表者からの意見を聴取した。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 大津市御陵町３番１号

(所 属) 大津市建設部地域交通政策課

(氏 名) 今田 耕介

(電 話) 077-528-2736

(e-mail) otsu1801@city.otsu.lg.jp

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	近江鉄道株式会社
------	----------

R7 年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間)の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	2,288,074 千円	営業外収益	75,791 千円	経常収益(イ)	2,363,865 千円	
	営業費用	2,391,731 千円	営業外費用	2,421 千円	経常費用(ロ)	2,394,152 千円	
	営業損益	△ 103,657 千円	営業外損益	73,370 千円	経常損益	△ 30,287 千円	
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	4,619,351.0	km				経常収支率	98.73 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	2,101,303 千円	営業外収益	93,840 千円	経常収益(イ)	2,195,143 千円	
	営業費用	2,294,000 千円	営業外費用	6,395 千円	経常費用(ロ)	2,300,395 千円	
	営業損益	△ 192,697 千円	営業外損益	87,445 千円	経常損益	##### 千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	4,613,062.0	km				経常収支率	95.42%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,825,875 千円	営業外収益	89,675 千円	経常収益(イ)	1,915,550 千円
	営業費用	2,208,418 千円	営業外費用	6,810 千円	経常費用(ロ)	2,215,228 千円
	営業損益	△ 382,543 千円	営業外損益	82,865 千円	経常損益	##### 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ [※])	km 4,737,945.0		経常収支率 86.47%			

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ＝a	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ハ＝b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間) ロ÷ハ＝c
北近畿	467円、55銭	498円、66銭	518円、28銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経 常費用 (a+b+c)÷3＝ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない値 ヘ	キロ当たり経常費用の 差 ニ－ヘ＝ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト
北近畿	494円、83銭	416円、27銭	416円、27銭	78円、56銭	511円、73銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対 象期間	補助金交付要 綱別表2(注) 4.の適用割 合フ	改定率 コ
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	運 行 系 統 名	運 行 系 統		計画運行 日数	計画運行 回数 ()	計画平均乗 車 密度	計画 輸 送 量	系統キロ程	地域公共交通再編事業 を実施する区域における キロ程	系統キロ程と地域公共交通 再編事業を実施する区域に おけるキロ程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロッ ク都道府県外乗 入部分のキロ程	他路線との競合 部分に係るキロ程	他路線 との競 合 率	補助ブロック 外乗入部分、 同一補助ブ ロック都道府 県外乗入部分 及び他路線と の競合部分以 外のキロ程の 比率											
				起点	主な 経 由 地													終 点	①＝カコ 内	②	①×② ＝③	チ	オ	オ÷チ＝ク	リ	ヌ	ル	ル÷チ (「チ＝(リ＋ヌ 十ル)」÷チ＝ テ)
北 近 畿	8	無	近江大橋線	イオンモール草津	浜大津	365	日	1,881.5 (4.6)	回	6.6	30.3	人	往 16.4km 復 16.4km	(平均) 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 16.4km 復 16.4km	(平均) 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%			
	大津市	無	近江大橋線	イオンモール草津	浜大津	365	日	1,881.5 (4.6)	回	6.6	30.3	人	往 16.4km 復 16.4km	(平均) 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 6.2km 復 6.2km	(平均) 6.2km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%			
	草津市	無	近江大橋線	イオンモール草津	浜大津	365	日	1,881.5 (4.6)	回	6.6	30.3	人	往 16.4km 復 16.4km	(平均) 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 10.2km 復 10.2km	(平均) 10.2km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%			
合計			系統								往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km					

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック外乗入 部分及び同一補助ブ ロック都道府県外乗 入部分以外のキロ程の 比率	計画実車走行キロ フ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×フ以下の額カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益														補助対象 経常収益 の見込額 ノ×フ以上の額、ヨ
						補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合	3カ年平均 (d+e+f)÷3＝ノ	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間						
								基準期間における 実車走行キロ 当たり経常収益 の運賃改定による 増収分 f×コ÷(リ＋コ) ×フ＝g	経常収益控除 額 ケとgのいずれ か少ない額 ホ	補助金交付要 綱別表2(注) 4.の適用後の キロ当たり経常 収益 ノ－イ＝ジ	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ÷ミ＝d	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ÷ミ＝e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ÷ミ＝f	
北 近 畿	8		100%	55678.0 . km	23,177,081円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	260円、26銭	13,710,671円	47,863,694円	202円、02銭	16,632,008円	55,586,064円	290円、15銭	15,521,893円	55,507,164円	279円、63銭	14,490,756円
大津市			38%	21049.0 . km	8,782,067円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	260円、26銭	5,163,678円	25,855,844円	202円、02銭	6,267,744円	21,018,064円	299円、15銭	5,868,033円	20,984,464円	279円、63銭	5,478,212円
草津市			62%	34629.0 . km	14,415,014円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	260円、26銭	8,526,993円	42,267,849円	202円、02銭	10,364,264円	34,578,064円	290円、15銭	9,853,860円	34,522,764円	279円、63銭	9,012,544円
合計				. km	円						円	. km		円	. km		円	. km		円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経費 の限度額	タスはレのうちい ずれか少ない値 ソ	ソのうち補助ブロック 外乗入部分、同一補 助ブロック都道府県外 乗入部分及び他路線 との競合部分以外に 係るもの ソ×ラ＝ツ	ソのうち補助ブロック外乗入 部分及び同一補助ブロック都 道府県外乗入部分以外に 係るもの ソ×ラ＝ツ	計画平均 乗車密度 が15人未満 の路線 ツ×ミなし運行回数ノ ①計画運行回数＝ホ	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から国庫補助 額を控除した額
北 近 畿	8		8,686,325円	10,429,686円	8,686,325円	8,686,325 円	8,686,325 円	8,686,325 円	8,686 千円	4,343.0 千円	13,060,389円	8,717,389円
	大津市		3,283,855円	3,942,930円	3,283,855円	3,283,855 円	3,283,855 円	3,283,855 円	3,283 千円	1,641.5 千円	4,937,465円	3,295,665円
	草津市		5,402,470円	6,486,756円	5,402,470円	5,402,470 円	5,402,470 円	5,402,470 円	5,403 千円	2,701.5 千円	8,122,924円	5,421,424円
合計			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合									
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概要	
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
北 近 畿	8		2,171,500円	24,91%	2,171,500円	24,91%		%	4,374,389	50%		
	大津市		820,700円	24,90%	820,700円	24,90%	円	%	1,654,565	50%		
	草津市		1,350,800円	24,92%	1,350,800円	24,92%	円	%	2,719,824	50%		
	合計		円	%	円	%	円	%	円	%		

- (1)記載要領
- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によるところ。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱附表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 6.「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 7.「補助金交付要綱附表2(注)4.の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3/3」、「前年度」の場合は「2/3」、「前々年度」の場合は「1/3」をそれぞれ記載すること。
- 8.改定率欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位(第3位以下切り捨て)にて記載すること。
- 7.「請求番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱附表2 5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(テ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
- 13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人て除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 17.「補助対象経費」の欄は、(ネ)「計画平均乗車密度が5人未満の路線」に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載すること。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することと足りるものとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

- (2)添付書類
1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱附表2(注)4.の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	近江鉄道株式会社
------	----------

R7 年度

新

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間)の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,288,074 千円	営業外収益	75,791 千円	経常収益(イ)	2,363,865 千円
	営業費用	2,391,731 千円	営業外費用	2,421 千円	経常費用(ロ)	2,394,152 千円
	営業損益	△ 103,657 千円	営業外損益	73,370 千円	経常損益	△ 30,287 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	4,619,351.0 km				経常収支率	98.73 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,101,303 千円	営業外収益	93,840 千円	経常収益(イ)	2,195,143 千円
	営業費用	2,294,000 千円	営業外費用	6,395 千円	経常費用(ロ)	2,300,395 千円
	営業損益	△ 192,697 千円	営業外損益	87,445 千円	経常損益	##### 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	4,613,062.0 km				経常収支率	95.42%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,825,875 千円	営業外収益	89,675 千円	経常収益(イ)	1,915,550 千円
	営業費用	2,208,418 千円	営業外費用	6,810 千円	経常費用(ロ)	2,215,228 千円
	営業損益	△ 382,543 千円	営業外損益	82,865 千円	経常損益	##### 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	4,737,945.0 km				経常収支率	86.47%

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ＝a	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ハ＝b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間) ロ÷ハ＝c
北近畿	467円、55銭	498円、66銭	518円、28銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経 常費用 (a+b+c)÷3＝ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない値 ヘ	キロ当たり経常費用の 差 ニ－ヘ＝ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト
北近畿	494円、83銭	416円、27銭	416円、27銭	78円、56銭	511円、73銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対 象期間	補助金交付要 綱別表2(注) 4.の適用割 合フ	改定率 コ
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措置	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数 ()	計画平均乗車 密度	計画 輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業 を実施する区域における キロ程	系統キロ程と地域公共交通 再編事業を実施する区域に おけるキロ程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線 との競 合率	補助ブロック 外乗入部分、 同一補助ブ ロック都道府 県外乗入部分 及び他路線と の競合部分以 外のキロ程の 比率 (「チ＝(リ＋ヌ 十ル)」÷チ＝ テ)	
				起点	主な 経由地	終点					チ	オ			オ÷チ＝ク	リ	ヌ	ル	ル÷テ				
北 近 畿	8	無	近江大橋線 ※乗車区間	イオンモール草津	浜大津	365 日	1,881.5 (4.6)	回	6.0	30.3 人	往 16.4km 復 16.4km	(平均) 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 16.4km 復 16.4km	(平均) 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%
	大津市	無	近江大橋線 ※乗車区間	イオンモール草津	浜大津	365 日	1,881.5 (4.6)	回	6.0	30.3 人	往 16.4km 復 16.4km	(平均) 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 6.2km 復 6.2km	(平均) 6.2km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%
	草津市	無	近江大橋線 ※乗車区間	イオンモール草津	浜大津	365 日	1,881.5 (4.6)	回	6.0	30.3 人	往 16.4km 復 16.4km	(平均) 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 10.2km 復 10.2km	(平均) 10.2km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%
合計			系統								往 , Km 復 , Km	(平均) , Km	往 , Km 復 , Km	(平均) , Km		往 , Km 復 , Km	(平均) , Km	往 , Km 復 , Km	(平均) , Km	往 , Km 復 , Km	(平均) , Km		

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック外乗入 部分及び同一補助ブ ロック都道府県外乗 入部分以外のキロ程 の比率	計画実車走行キロ	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益														補助対象 経常収益 の見込額					
						補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合	3カ年平均	基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期間		ノ×フ以上の額、ヨ											
								基準期間における 実車走行キロ 当たり経常収益 の運賃改定による 増収分 f×コ÷(リ+コ) ×フ=g	経常収益控除 益 ケとgのいずれ か少ない値 h	補助金交付要 綱別表2(注) 4.の適用後の キロ当たり経常 収益 ノ÷h=ノ'	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の实車走 行キロ当た り経常収益 ヤ'÷マ'=d		経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の实車走 行キロ当た り経常収益 ヤ'÷マ'=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ		補助対象系 統の实車走 行キロ当た り経常収益 ヤ÷マ=f				
北 近 畿	8		100%	55514.0	km	23,108,812円	円	銭	円	銭	円	銭	円	銭	260円、26銭	13,710,671円	47,863,694円	202円、02銭	16,632,008円	55,596,064円	290円、15銭	15,521,893円	55,507,164円	279円、43銭	14,448,073円
	大津市		38%	20987.0	km	8,736,256円	円	銭	円	銭	円	銭	円	銭	260円、26銭	5,183,678円	25,855,844円	202円、02銭	6,267,744円	21,018,044円	299円、15銭	5,868,033円	20,984,454円	279円、63銭	5,462,076円
	草津市		62%	34527.0	km	14,372,554円	円	銭	円	銭	円	銭	円	銭	260円、26銭	8,526,993円	42,207,064円	202円、02銭	10,364,264円	34,578,064円	299円、15銭	9,853,860円	34,522,764円	279円、43銭	8,985,997円
	合計			km	円										円	km			円	km		円	km		円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 カーヨ＝タ	補助対象経費 の限度額 カ×9÷20＝レ	タスはレのうちい ずれか少ない(リ) の値 ソ	ソのうち補助ブロック 外乗入部分、同一補 助ブロック都道府県外 乗入部分及び他路線 との競合部分以外に 係るもの ソ×ラ＝ツ	ソのうち補助ブロック外乗入 部分及び同一補助ブロック都 道府県外乗入部分以外に 係るもの ソ×ラ＝ヅ	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行回数÷ ①計画運行回数＝ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1÷2＝ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から国庫補助 額を控除した額 ム－ラ＝ウ
北 近 畿	8		8,660,739円	10,398,965円	8,660,739円	8,660,739 円	8,660,739 円	8,660,739 円	8,660 千円	4,330.0 千円	13,021,920円	8,661,920円
	大津市		3,274,182円	3,931,316円	3,274,182円	3,274,182 円	3,274,182 円	3,274,182 円	3,274 千円	1,637.0 千円	4,922,921円	3,285,921円
	草津市		5,386,557円	6,467,649円	5,386,557円	5,386,557 円	5,386,557 円	5,386,557 円	5,386 千円	2,693 千円	8,098,999円	5,405,999円
合計			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合									
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概要	
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
北 近 畿	8		2,165,000円	24.91%	2,165,000円	24.91%		%	4,361,920	50%		
	大津市		818,500円	24.91%	818,500円	24.91%	円	%	1,648,921	50%		
	草津市		1,346,500円	24.91%	1,346,500円	24.91%	円	%	2,712,999	50%		
	合計		円	%	円	%	円	%	円	%		

- (1)記載要領
- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その繰上状況(千円未満の端数は切り捨て)を繰上状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によると。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱附表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によると。
- 6.「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 7.「補助金交付要綱附表2(注)4.の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3/3」、「前年度」の場合は「2/3」、「前々年度」の場合は「1/3」をそれぞれ記載すること。
- 8.「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位(第3位以下切り捨て)にて記載すること。
- 7.「請求番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱附表2-5、ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(テ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
- 13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人て除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 17.「補助対象経費」の欄は、(ネ)「計画平均乗車密度が5人未満の路線」に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載すること。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

- (2)添付書類
1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱附表2(注)4.の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	近江鉄道株式会社	R8 年度
------	----------	-------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,288,074 千円	営業外収益	75,791 千円	経常収益(イ)	2,363,865 千円
	営業費用	2,391,731 千円	営業外費用	2,421 千円	経常費用(ロ)	2,394,152 千円
	営業損益	△ 103,657 千円	営業外損益	73,370 千円	経常損益	△ 30,287 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	4,619,351.0 km					経常収支率 98.73 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,101,303 千円	営業外収益	93,840 千円	経常収益(イ)	2,195,143 千円
	営業費用	2,294,000 千円	営業外費用	6,395 千円	経常費用(ロ)	2,300,395 千円
	営業損益	△ 192,697 千円	営業外損益	87,445 千円	経常損益	△ 105,252 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	4,613,062.0 km					経常収支率 95.42%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,825,875 千円	営業外収益	89,675 千円	経常収益(イ)	1,915,550 千円
	営業費用	2,208,418 千円	営業外費用	6,810 千円	経常費用(ロ)	2,215,228 千円
	営業損益	△ 382,543 千円	営業外損益	82,865 千円	経常損益	△ 299,678 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	4,737,945.0 km					経常収支率 86.47%

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間ににおける実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ=a	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ハ=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
北近畿	467円、55銭 円 銭	498円、66銭 円 銭	518円、28銭 円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経 常費用 (a+b+c)÷3 = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の 差 ニ－ヘ = ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
北近畿	484円、83銭 円 銭	416円、27銭 円 銭	416円、27銭 円 銭	78円、56銭 円 銭	511円、73銭 円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対 象期間	補助金交付要 綱別表2(注) 4.の適用割 合フ	改定率 コ
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数 ()	計画平均乗車 密度	計画 輸送量	系統キロ程	地域公共交通両輪事業を実施 する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通 両輪事業を実施する区域に おけるキロ程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程	他路線との競合 部分に係るキロ程	他路線 との競 合率	補助ブロック 外乗入部分、 同一補助ブ ロック都道 府県外乗入 部分及び他路線と の競合部分以 外のキロ程の 比率										
				起点	主な 経由地	終点													①＝カップ 内	②	①×② ＝③	チ	オ	オ÷チ＝ク	リ	ヌ	ル	ル÷チ
北 近 畿	8	無	近江大橋線	イオンモール草津	浜大津	365	1,892.5 (4.6)	回	6.6	30.3	人	往 16.4km 復 16.4km	(平均) 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 16.4km 復 16.4km	(平均) 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%							
	大津市	無	近江大橋線	イオンモール草津	浜大津	365	1,892.5 (4.6)	回	6.6	30.3	人	往 16.4km 復 16.4km	(平均) 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 6.2km 復 6.2km	(平均) 6.2km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%							
	草津市	無	近江大橋線	イオンモール草津	浜大津	365	1,892.5 (4.6)	回	6.6	30.3	人	往 16.4km 復 16.4km	(平均) 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 10.2km 復 10.2km	(平均) 10.2km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%							
	合計		系統									往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km										

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック外乗入 部分及び同一補助 ブロック都道府県外 乗入部分以外のキ ロ程の比率	計画実車走行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	ノとノ'のいずれ か少ない額 ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益													補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	
							補助金交付条件別表2(注)4.の適用がある場合	3カ年平均 (d+e+f)÷3 =ノ'	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間						
									経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ'÷マ'=d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ'÷マ'=e	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ'÷マ'=f				
北 近 畿	8		100%	552680.0	. km	23,006,410円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	260円、26銭	13,716,071円	47,863,896円	202円、02銭	16,832,088円	55,986,096円	299円、15銭	15,521,893円	55,907,166円	279円、63銭	14,384,049円
	大津市		38%	208940.0	. km	8,897,545円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	260円、26銭	5,183,078円	25,855,896円	202円、02銭	6,287,744円 6円	21,618,626円	299円、15銭	5,888,033円	20,984,456円	279円、63銭	5,437,872円
	草津市		62%	343740.0	. km	14,308,865円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	260円、26銭	8,528,895円 6円	42,267,996円	202円、02銭	10,344,354円	34,378,696円	299円、15銭	9,853,880円	34,522,766円	279円、63銭	8,946,177円
	合計				. km	円						円	. km		円	. km		円	. km		円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 カー=コ×タ	補助対象経常 の限度額 カ×ワ/20=レ	タ又はレのうちい ずれか少ないほう の額 ソ	ソのうち補助ブロック 外乗入部分、同一補 助ブロック都道府県外 乗入部分及び他路線 との競合部分以外に 係るもの ソ×マ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入 部分及び同一補助ブロック都 道府県外乗入部分以外に係 るもの ソ×マ'=ツ'	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ÷(マ+レ)×運行回数÷ ①計画運行回数=ホ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ=ヨ=ム	損失額から国庫補 助額を控除した額 ムー=ウ
北 近 畿	8		8,622,361円	10,392,884円	8,622,361円	8,622,361 円	8,622,361 円	8,622,361 円	8,622 千円	4,311.0 千円	12,964,215円	8,653,215円
	大津市		3,259,673円	3,913,895円	3,259,673円	3,259,673 円	3,259,673 円	3,259,673 円	3,259 千円	1,629.5 千円	4,901,106円	3,271,608円
	草津市		5,362,688円	6,438,989円	5,362,688円	5,362,688 円	5,362,688 円	5,362,688 円	5,363 千円	2681.5 千円	8,063,109円	5,381,609円
合計			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合									
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概 要	
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
北 近 畿	8		2,155,500円	24.91%	2,155,500円	24.91%		%	4,342,215	50%		
	大津市		814,700円	24.90%	814,700円	24.90%	円	%	1,642,206	50%		
	草津市		1,340,800円	24.91%	1,340,800円	24.91%	円	%	2,700,009	50%		
	合計		円	%	円	%	円	%	円	%		

- (1) 記載要領
- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第6条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 6.「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の当年度、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 7.「補助金交付要綱別表2(注4.の適用割合)欄」は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3〃3」、 「前年度」の場合は「2〃3」、 「前々年度」の場合は「1〃3」をそれぞれ記載すること。
- 8.「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上乗率の平均改定率を小数点第2位(第3位以下切り捨て)にて記載すること。
- 7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5、ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は「リ」に記載すること。
- 12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(ナ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ))ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
- 13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソ」のうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 17.「補助対象経費」の欄は、(ホ)「計画平均乗車密度が5人未満の路線」に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額に、(ヅ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ヅ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ハ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11〃20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.01千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

- (2) 添付書類
1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
4. 旅客運賃の上乗率変更認可を受け、補助金交付要綱別表2(注4.の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名		近江鉄道株式会社										R9 年度										
1. 申請事業者の概要																						
補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の損益状況	乗合バス事業																					
	営業収益	2,288,074 千円		営業外収益	75,791 千円		経常収益(イ)	2,363,865 千円														
	営業費用	2,391,731 千円		営業外費用	2,421 千円		経常費用(ロ)	2,394,152 千円														
	営業損益	△ 103,657 千円		営業外損益	73,370 千円		経常損益	△ 30,287 千円														
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	4,619,351.0 km							経常収支率	98.73 %													
基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業																					
	営業収益	2,101,303 千円		営業外収益	93,840 千円		経常収益(イ)	2,195,143 千円														
	営業費用	2,294,000 千円		営業外費用	6,395 千円		経常費用(ロ)	2,300,395 千円														
	営業損益	△ 192,697 千円		営業外損益	87,445 千円		経常損益	△ 105,252 千円														
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	4,613,062.0 km							経常収支率	95.42%													
基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業																					
	営業収益	1,825,875 千円		営業外収益	89,675 千円		経常収益(イ)	1,915,550 千円														
	営業費用	2,208,418 千円		営業外費用	6,810 千円		経常費用(ロ)	2,215,228 千円														
	営業損益	△ 382,543 千円		営業外損益	82,885 千円		経常損益	△ 299,678 千円														
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ [※])	4,737,945.0 km							経常収支率	86.47%													
(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)																						
補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) □÷ハ÷ロ=a			補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) □÷ハ÷ロ=b			補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間) □÷ハ÷ロ=c															
北近畿	467円, 55銭			498円, 66銭			518円, 28銭															
	円 銭			円 銭			円 銭															
※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。																						
2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益																						
補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経 常費用 (a+b+c)÷3=ニ			地域キロ当たり 標準経常費用 ホ		キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ			キロ当たり経常費用の 差 ニーヘ=ケ			キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト										
北近畿	494円, 83銭			416円, 27銭		416円, 27銭			78円, 56銭			511円, 73銭										
	円 銭			円 銭		円 銭			円 銭			円 銭										
3. 旅客運賃の上限変更認可状況																						
補助ブロック名	認可日				認可を受けた補助対 象期間		補助金交付要 綱別表2(注) 4.の適用割 合 ^フ		改定率 コ													
	令和	年	月	日	基準期間の		年度	／3				%										
	令和	年	月	日	基準期間の		年度	／3				%										
	令和	年	月	日	基準期間の		年度	／3				%										
4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合																						
補助ブ ロック 名	申 請 番 号	特 例 措 置	運 行 系 統 名	起 点	主 な 経 由 地	終 点	計 画 運 行 日 数	計 画 運 行 回 数 ()	計 画 平 均 乗 車 密 度	計 画 輸 送 量	系 統 キ ロ 程	地 域 公 共 交 通 再 輸 送 業 を 実 施 す 区 域 に お け る キ ロ 程	系 統 キ ロ 程 と 地 域 公 共 交 通 再 輸 送 業 を 実 施 す 区 域 に お け る キ ロ 程 と の 比 率	補 助 ブ ロ ック 外 乗 入 部 分 の キ ロ 程	同 一 補 助 ブ ロ ック 都 道 府 県 外 乗 入 部 分 の キ ロ 程	他 路 線 と の 結 合 部 分 に 係 る キ ロ 程	他 路 線 と の 結 合 率	補 助 ブ ロ ック 外 乗 入 部 分 、 同 一 補 助 ブ ロ ック 都 道 府 県 外 乗 入 部 分 及 び 他 路 線 と の 結 合 部 分 に 係 る キ ロ 程 の 比 率 (「チー」(プラス) 「ナル」)÷「チニ ス」				
北 近 畿	8	無	近江大橋線	伊オンモール草津	浜大津	365	日	1,881(2) (4,6)	回	6.6	30.3 人	往 16.4km 復 16.4km	(平均) 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	16.4km 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0%	100%	
	大津市	無	近江大橋線	伊オンモール草津	浜大津	365	日	1,881(2) (4,6)	回	6.6	30.3 人	往 16.4km 復 16.4km	(平均) 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	16.4km 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0%	100%	
	草津市	無	近江大橋線	伊オンモール草津	浜大津	365	日	1,881(2) (4,6)	回	6.6	30.3 人	往 16.4km 復 16.4km	(平均) 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	10.2km 10.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0%	100%	
合計			系統								往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km				
補助ブ ロック 名	申 請 番 号	特 例 措 置	補助ブロック外乗入 部分及び同一補助 ブロック都道府県外 乗入部分以外のキ ロ程の比率	計画実車走行キロ	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 経常費用 の見込額	
北 近 畿	8		100%	55288.0	. km	23,006,410円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	260円, 26銭	13,710,871円	67,863,096円	202円, 02銭	16,632,096円	55,956,006円	299円, 15銭	15,521,893円	55,907,106円	279円, 63銭	14,364,049円
	大津市		38%	2088.40	. km	8,897,545円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	260円, 26銭	5,183,676円	25,855,036円	202円, 02銭	16,632,096円	55,956,006円	299円, 15銭	5,888,033円	20,864,466円	279円, 63銭	5,437,872円
	草津市		62%	3437.400	. km	14,308,865円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	260円, 26銭	8,528,995円	42,287,596円	202円, 02銭	16,632,096円	34,578,006円	299円, 15銭	9,653,860円	34,522,706円	279円, 63銭	8,946,177円
合計					. km	円							円	. km		円	. km		円	. km		円
補助ブ ロック 名	申 請 番 号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経費 の限度額	タ又はレのうちい ずれか少ないほ うの額	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分、同一補 助ブロック都道府 県外乗入部分及 び他路線との 割合部分以外に 係るもの	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補 助ブロック都道府 県外乗入部分以外 に係るもの	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から国庫補助 額を控除した額										
北 近 畿	8		8,622,361円	10,352,884円	8,622,361円	8,622,361	円	8,622,361	円	8,622,361	円	8,622,361	円	4,311.0	千円	12,964,215円	8,653,215円					
	大津市		3,259,813円	3,913,895円	3,259,813円	3,259,813	円	3,259,813	円	3,259,813	円	3,259,813	円	1,629.5	千円	4,901,106円	3,271,608円					
	草津市		5,362,688円	6,438,989円	5,362,688円	5,362,688	円	5,362,688	円	5,362,688	円	5,362,688	円	2,681.5	千円	8,063,109円	5,381,609円					
合計			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円	円					

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		その他の 者」の具 体的概 要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北 近 畿	8		2,155,500円	24.91%	2,155,500円	24.91%		%	4,342,215	50%	
	大津市		814,700円	24.90%	814,700円	24.90%	円	%	1,642,206	50%	
	草津市		1,340,800円	24.91%	1,340,800円	24.91%	円	%	2,700,009	50%	
	合計		円	%	円	%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第6条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者においては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自衛第338号、自旅第151号、自貨第55号によるとこと。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によると。
- 7.「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 8.「補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3／3」、「前年度」の場合は「2／3」、「前々年度」の場合は「1／3」をそれぞれ記載すること。
- 9.「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数第2位(第3位以下切り捨て)にて記載すること。
- 7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正規則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全運行日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載する。
- 10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は「(リ)」に記載すること。
- 12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
- 13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ノ」のうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 17.「補助対象経費」の欄は、(ホ)「計画平均乗車密度が5人未満の路線」に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ヅ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ヅ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の「ノ」は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは欄目の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することとする。
(「記載例」令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から、土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略)

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1ー8の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し並びに認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2(注)4.の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

事業 者 名			
運 行 計 画 担 当 部 門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名)	印
補 助 金 担 当 部 門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名)	印

旧

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表

実態調査日 令和 年 月 日 実施

運行系統							年間輸送実績					経常収益			平均乗車密度算定				市町村による回数券購入等の有無	備考	
申請 番号	運 行 系統名	起 点	主 な 経 由 地	終 点	キ ロ 程 (km)	運 行 回 数 (A) (回)	輸 送 人 員 (人)	1 人 平 均 乗 車 キ ロ (km)	輸 送 人 キ ロ (人キロ)	運 送 収 入 (B) (円)	実 車 走 行 キ ロ (C) (km)	運 送 雑 収 (D) (円)	営 業 外 収 益 (E) (円)	計 (B) + (D) + (E) (円)	運賃改定前 適用 運賃改定後 適用 の平均賃率×日数 + の平均賃率×日数		平 均 賃 率 (F) (円)	平 均 乗 車 密 度 (B) (C) × (F) (G)			輸 送 量 (A) × (G)
															総適用日数						
8	近江大橋	草津駅	イオンモ	浜大津	16.4	4.6	68,836	4.4	299,436.6	17,006,845	55,678.0	437,629	913,119	18,357,593	50.80/1.1×365 365		46.18	6.6	30.3	無	
合計					16.4	4.6	68,836		299,436.6	17,006,845		437,629	913,119	18,357,593						有・無	

〔記載要領〕

- この書類は、補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（様式1-8に基づく経過措置分の申請に係る添付については当該年度。以下同じ。）の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること（補助対象系統のみ記載すること）。
- 申請番号は、生活交通ネットワーク計画認定申請書（経過措置分への添付にあっては補助金交付申請書）の申請番号と同一のものとすること。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間の前々年度中における1日の平均を小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
- 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
- 実車走行キロは、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること（銭未満切捨て）。ただし、補助対象期間中の前々年度に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
- 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と連算し、その値について、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。
- 備考欄には、補助対象期間の前々年度中に運行回数の変更があった場合、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
- 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

事業者名			
運行計画担当部門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名)	印
補助金担当部門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名)	印



運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表

実態調査日 令和 年 月 日 実施

運行系統							年間輸送実績					経常収益			平均乗車密度算定					市町村による回数券購入等の有無	備考
申請 番号	運 行 系統名	起 点	主 な 経由地	終 点	キ ロ 程 (km)	運 行 回 数 (A) (回)	輸 送 人 員 (人)	1 人 平 均 乗 車 キ ロ (km)	輸 送 人 キ ロ (人キロ)	運 送 収 入 (B) (円)	実 車 走 行 キ ロ (C) (km)	運 送 雑 収 (D) (円)	営 業 外 収 益 (E) (円)	計 (B) + (D) + (E) (円)	運賃改定前 適用 運賃改定後 適用 の平均賃率×日数 + の平均賃率×日数		平 均 賃 率 (F) (円)	平 均 乗 車 密 度 (B) (C) × (F) (G)	輸 送 量 (A) × (G)		
															総適用日数						
8	近江大橋	草津駅	イオンモ	浜大津	16.4	4.6	68,836	4.4	299,436.6	16,956,751	55,514.0	436,340	910,430	18,303,521	50.80/1.1×365 365		46.18	6.6	30.3	無	
合計					16.4	4.6	68,836		299,436.6	16,956,751		436,340	910,430	18,303,521						有・無	

〔記載要領〕

- この書類は、補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（様式1-8に基づく経過措置分の申請に係る添付については当該年度。以下同じ。）の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること（補助対象系統のみ記載すること）。
- 申請番号は、生活交通ネットワーク計画認定申請書（経過措置分への添付にあっては補助金交付申請書）の申請番号と同一のものとすること。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間の前々年度中における1日の平均を小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
- 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
- 実車走行キロは、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること（銭未満切捨て）。ただし、補助対象期間中の前々年度に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
- 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と連算し、その値について、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。
- 備考欄には、補助対象期間の前々年度中に運行回数の変更があった場合、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
- 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

国土交通大臣 様

氏名又は名称 大津市地域公共交通活性化協議会
 会長 北瀬 弘康
住 所 滋賀県大津市御陵町 3 番 1 号

地域公共交通計画変更届出書

令和 6 年 9 月 2 5 日付け国総地第 1 2 5 号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

- 変更日
 令和 7 年 8 月 1 2 日（火）、8 月 1 3 日（水）

- 変更箇所
 ①表 1 申請番号 (1) ～ (3) 花屋敷鶴の里線①～③の計画運行回数の変更

- 変更理由
 花屋敷鶴の里団地線のお盆ダイヤ期間の変更のため。

※本届出書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

令和 7 年 月 日

（名称）大津市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

【花屋敷鶴の里団地線】

近江鉄道㈱「花屋敷鶴の里団地線」は、大津市中部に位置する「浜大津」バス停を起点に、「大津駅」を経由して、鶴の里地区の「花屋敷池の里南」バス停を終点として運行。

「花屋敷鶴の里団地線」は、上述のとおり鉄道駅と接続したフィーダー系統としての機能を有するとともに、住民の通勤通学や高齢者の通院、買い物の手段として大きな役割を果たしている。

さらに、鶴の里地区には商業施設、医療施設が存在せず、当該路線の利用が不可欠であり、また、当該路線からJRや京阪電車などの地域間交通ネットワークに乗り換えることによって、通院、買い物を目的とした移動手段が広がることとなる。

当該路線以外に鉄道駅までの公共交通手段は無く、地域住民の移動手段として必要不可欠な役割を果たしている。

【大津比叡平線】

京阪バス㈱「大津比叡平線」は、大津市西部に位置する「大津京駅」バス停及び「大津駅」バス停を起点に、比叡平地区の「比叡平」バス停を終点とし運行。

「大津比叡平線」は、上述とおり複数の鉄道駅と接続しており、「花屋敷鶴の里線」と同様に、鉄道駅と接続したフィーダー系統としての機能を有し、JRなどの地域間交通ネットワークに乗り換えることによって、通院、買い物などの移動手段が広がり、さらに、この地域の中学生にとっては皇子山中学校までの唯一の公共交通手段となっており、地域住民の移動手段として必要不可欠な役割を果たしている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

① 花屋敷鶴の里団地線

利用者数：1便あたり5.5人超の利用者数

② 大津比叡平線

利用者数：1便あたり11.2人超の利用者数

※大津地域公共交通計画 P. 69 に基づき、路線バスの実車走行キロあたりの利用者数について、現況水準（令和元（2019）年度の実績値）を維持するという目標のもと、設定。

（2）事業の効果

① 花屋敷鶴の里団地線

学生の通学や高齢者及び移動手段を持たない地域住民の通院、買い物等の外出などの生活水準の維持と、利用者の満足度向上により地域公共交通及び地域住民活動の活性化に繋がるものである。

② 大津比叡平線

中学生を含む学生の通学手段の確保と高齢者及び移動手段を持たない地域住民の通院、買い物等の外出支援などの生活水準の維持と、利用者の満足度向上により、地域公共交通及び地域住民の活動の活性化に繋がるものである。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

交通事業者、住民、行政により構成されている地域協議会において、路線バス（補助対象系統）の利用促進を行い、利用者数の維持に努める。

例えば、大津市地域公共交通活性化協議会が実施主体となりバスマップを作成・配布するなど、交通事業者や住民等と協議を行い、事業内容を決定する。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る花屋敷鶴の里線及び大津比叡平線について、その運行に係る費用総額約 51,000 千円のうち、大津市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

表 5 を添付

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【 <u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
地域公共交通確保維持事業に係る計画の変更について、令和 7 年 6 月 2 日に説明・協議を行い、承認を受けた。
19. 利用者等の意見の反映状況
計画策定にあたっては、大津市地域公共交通活性化協議会（法定協議会）の構成員である住民代表者からの意見を聴取した。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 大津市御陵町 3 番 1 号

（所 属） 大津市建設部地域交通政策課

（氏 名） 今田 耕介

（電 話） 077-528-2736

（e-mail） otsu1801@city.otsu.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

変更前

7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
大津市	近江鉄道(株)	(1) 花屋敷鶴の里団地線①	花屋敷池の里南	鶴の里団地、大津駅	浜大津	往5.7km 復 km	365日	1215.5回			路線定期運行	②(2)	浜大津停留所において京阪大津線びわ湖浜大津駅と接続する	③
		(2) 花屋敷鶴の里団地線②	花屋敷池の里南	大津駅	浜大津	往5.2km 復 km	365日	1157.0回			路線定期運行	②(2)	浜大津停留所において京阪大津線びわ湖浜大津駅と接続する	③
		(3) 花屋敷鶴の里団地線③	浜大津	大津駅	花屋敷池の里南	往4.8km 復 km	365日	1033.0回			路線定期運行	②(2)	浜大津停留所において京阪大津線びわ湖浜大津駅と接続する	③
		(4) 花屋敷鶴の里団地線④	浜大津	大津駅、鶴の里団地	花屋敷池の里南	往5.3km 復 km	365日	1277.5回			路線定期運行	②(2)	浜大津停留所において京阪大津線びわ湖浜大津駅と接続する	③
	京阪バス(株)	(5) 大津比叡平線①	大津京駅	比叡平口、一丁目南	比叡平	往9.1km 復9.1km	365日	2002.5回			路線定期運行	②(2)	大津京駅停留所においてJR湖西線大津京駅と接続する	③
		(6) 大津比叡平線②	大津駅	大津京駅、比叡平口、一丁目南	比叡平	往12.6km 復12.7km	365日	605.0回			路線定期運行	②(2)	大津駅停留所においてJR琵琶湖線大津駅と接続する	③

- (注)
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 - 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 - 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 - 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載。
 - 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 - 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 - 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 - 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

変更後

7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
大津市	近江鉄道(株)	(1) 花屋敷鶴の里線①	花屋敷池の里南	鶴の里団地、大津駅	浜大津	往5.7km 復 km	365日	1214.5回			路線定期運行	②(2)	浜大津停留所において京阪大津線びわ湖浜大津駅と接続する	③
		(2) 花屋敷鶴の里線②	花屋敷池の里南	大津駅	浜大津	往5.2km 復 km	365日	1158.0回			路線定期運行	②(2)	浜大津停留所において京阪大津線びわ湖浜大津駅と接続する	③
		(3) 花屋敷鶴の里線③	浜大津	大津駅	花屋敷池の里南	往4.8km 復 km	365日	1032.0回			路線定期運行	②(2)	浜大津停留所において京阪大津線びわ湖浜大津駅と接続する	③
		(4) 花屋敷鶴の里線④	浜大津	大津駅、鶴の里団地	花屋敷池の里南	往5.3km 復 km	365日	1277.5回			路線定期運行	②(2)	浜大津停留所において京阪大津線びわ湖浜大津駅と接続する	③
	京阪バス(株)	(5) 大津比叡平線①	大津京駅	比叡平口、一丁目南	比叡平	往9.1km 復9.1km	365日	2004.0回			路線定期運行	②(2)	大津京駅停留所においてJR湖西線大津京駅と接続する	③
		(6) 大津比叡平線②	大津駅	大津京駅、比叡平口、一丁目南	比叡平	往12.6km 復12.7km	365日	604.0回			路線定期運行	②(2)	大津駅停留所においてJR琵琶湖線大津駅と接続する	③

- (注)
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 - 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 - 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 - 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載。
 - 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 - 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 - 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 - 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

変更前

8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
大津市	近江鉄道(株)	(1) 花屋敷鶴の里団地線①	花屋敷池の里南	鶴の里団地、大津駅	浜大津	往5.7km 復 km	365日	1214.5回			路線定期運行	②(2)	浜大津停留所において京阪大津線びわ湖浜大津駅と接続する	③
		(2) 花屋敷鶴の里団地線②	花屋敷池の里南	大津駅	浜大津	往5.2km 復 km	365日	1158.0回			路線定期運行	②(2)	浜大津停留所において京阪大津線びわ湖浜大津駅と接続する	③
		(3) 花屋敷鶴の里団地線③	浜大津	大津駅	花屋敷池の里南	往4.8km 復 km	365日	1032.0回			路線定期運行	②(2)	浜大津停留所において京阪大津線びわ湖浜大津駅と接続する	③
		(4) 花屋敷鶴の里団地線④	浜大津	大津駅、鶴の里団地	花屋敷池の里南	往5.3km 復 km	365日	1277.5回			路線定期運行	②(2)	浜大津停留所において京阪大津線びわ湖浜大津駅と接続する	③
	京阪バス(株)	(5) 大津比叡平線①	大津京駅	比叡平口、一丁目南	比叡平	往9.1km 復9.1km	365日	1999.5回			路線定期運行	②(2)	大津京駅停留所においてJR湖西線大津京駅と接続する	③
		(6) 大津比叡平線②	大津駅	大津京駅、比叡平口、一丁目南	比叡平	往12.6km 復12.7km	365日	603.0回			路線定期運行	②(2)	大津駅停留所においてJR琵琶湖線大津駅と接続する	③

- (注)
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 - 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 - 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 - 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載。
 - 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 - 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 - 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 - 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

変更後

8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
大津市	近江鉄道(株)	(1) 花屋敷鶴の里線①	花屋敷池の里南	鶴の里団地、大津駅	浜大津	往5.7km 復 km	365日	1213.0回			路線定期運行	②(2)	浜大津停留所において京阪大津線びわ湖浜大津駅と接続する	③
		(2) 花屋敷鶴の里線②	花屋敷池の里南	大津駅	浜大津	往5.2km 復 km	365日	1159.5回			路線定期運行	②(2)	浜大津停留所において京阪大津線びわ湖浜大津駅と接続する	③
		(3) 花屋敷鶴の里線③	浜大津	大津駅	花屋敷池の里南	往4.8km 復 km	365日	1030.5回			路線定期運行	②(2)	浜大津停留所において京阪大津線びわ湖浜大津駅と接続する	③
		(4) 花屋敷鶴の里線④	浜大津	大津駅、鶴の里団地	花屋敷池の里南	往5.3km 復 km	365日	1277.5回			路線定期運行	②(2)	浜大津停留所において京阪大津線びわ湖浜大津駅と接続する	③
	京阪バス(株)	(5) 大津比叡平線①	大津京駅	比叡平口、一丁目南	比叡平	往9.1km 復9.1km	365日	2002.5回			路線定期運行	②(2)	大津京駅停留所においてJR湖西線大津京駅と接続する	③
		(6) 大津比叡平線②	大津駅	大津京駅、比叡平口、一丁目南	比叡平	往12.6km 復12.7km	365日	605.0回			路線定期運行	②(2)	大津駅停留所においてJR琵琶湖線大津駅と接続する	③

- (注)
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 - 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 - 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 - 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載。
 - 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 - 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 - 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 - 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

変更前

9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
大津市	近江鉄道(株)	(1) 花屋敷鶴の里団地線①	花屋敷池の里南	鶴の里団地、大津駅	浜大津	往5.7km 復 km	365日	1215.5回			路線定期運行	②(2)	浜大津停留所において京阪大津線びわ湖浜大津駅と接続する	③
		(2) 花屋敷鶴の里団地線②	花屋敷池の里南	大津駅	浜大津	往5.2km 復 km	365日	1157.0回			路線定期運行	②(2)	浜大津停留所において京阪大津線びわ湖浜大津駅と接続する	③
		(3) 花屋敷鶴の里団地線③	浜大津	大津駅	花屋敷池の里南	往4.8km 復 km	365日	1033.0回			路線定期運行	②(2)	浜大津停留所において京阪大津線びわ湖浜大津駅と接続する	③
		(4) 花屋敷鶴の里団地線④	浜大津	大津駅、鶴の里団地	花屋敷池の里南	往5.3km 復 km	365日	1277.5回			路線定期運行	②(2)	浜大津停留所において京阪大津線びわ湖浜大津駅と接続する	③
	京阪バス(株)	(5) 大津比叡平線①	大津京駅	比叡平口、一丁目南	比叡平	往9.1km 復9.1km	365日	2001.0回			路線定期運行	②(2)	大津京駅停留所においてJR湖西線大津京駅と接続する	③
		(6) 大津比叡平線②	大津駅	大津京駅、比叡平口、一丁目南	比叡平	往12.6km 復12.7km	365日	604.0回			路線定期運行	②(2)	大津駅停留所においてJR琵琶湖線大津駅と接続する	③

- (注)
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 - 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 - 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 - 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載。
 - 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 - 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 - 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 - 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

変更後

9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
大津市	近江鉄道(株)	(1) 花屋敷鶴の里線①	花屋敷池の里南	鶴の里団地、大津駅	浜大津	往5.7km 復 km	365日	1213.0回			路線定期運行	②(2)	浜大津停留所において京阪大津線びわ湖浜大津駅と接続する	③
		(2) 花屋敷鶴の里線②	花屋敷池の里南	大津駅	浜大津	往5.2km 復 km	365日	1159.5回			路線定期運行	②(2)	浜大津停留所において京阪大津線びわ湖浜大津駅と接続する	③
		(3) 花屋敷鶴の里線③	浜大津	大津駅	花屋敷池の里南	往4.8km 復 km	365日	1030.5回			路線定期運行	②(2)	浜大津停留所において京阪大津線びわ湖浜大津駅と接続する	③
		(4) 花屋敷鶴の里線④	浜大津	大津駅、鶴の里団地	花屋敷池の里南	往5.3km 復 km	365日	1277.5回			路線定期運行	②(2)	浜大津停留所において京阪大津線びわ湖浜大津駅と接続する	③
	京阪バス(株)	(5) 大津比叡平線①	大津京駅	比叡平口、一丁目南	比叡平	往9.1km 復9.1km	365日	1999.5回			路線定期運行	②(2)	大津京駅停留所においてJR湖西線大津京駅と接続する	③
		(6) 大津比叡平線②	大津駅	大津京駅、比叡平口、一丁目南	比叡平	往12.6km 復12.7km	365日	603.0回			路線定期運行	②(2)	大津駅停留所においてJR琵琶湖線大津駅と接続する	③

- (注)
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 - 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 - 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 - 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載。
 - 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 - 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 - 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 - 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

花屋敷鶴の里団地線運行日数（R7：2024/10/1～2025/9/30）

1. 運行日数

	平日	土曜日	日祝日	合計
10月	22	4	5	31
11月	20	4	6	30
12月	20	4	7	31
1月	19	4	8	31
2月	18	4	6	28
3月	20	5	6	31
4月	21	4	5	30
5月	20	4	7	31
6月	21	4	5	30
7月	22	4	5	31
8月	16	4	11	31
9月	20	4	6	30
合計	239	49	77	365

2. キロ程及び運行回数

運行 系統	申請 番号	起点	主な 経過地	終点	往 復	キロ程	運行回数(片道)			運行回数(往復)		
							平日	土曜	日祝日	平日	土曜	日祝日
花屋敷鶴の 里団地線	1	花屋敷池の里南	鶴の里団地、大津駅	浜大津	往復	5.7	7	6	6	3.5	3.0	3.0
	2	花屋敷池の里南	大津駅	浜大津	往復	5.2	6	7	7	3.0	3.5	3.5
	3	浜大津	大津駅	花屋敷池の里南	往復	4.8	6	5	5	3.0	2.5	2.5
	4	浜大津	大津駅、鶴の里団地	花屋敷池の里南	往復	5.3	7	7	7	3.5	3.5	3.5

3. 補助対象期間の総運行回数及び1日平均運行回数

運行 系統	申請 番号	起点	主な 経過地	終点	キロ程 (片道)	運行回数（往復）				総運行 日数	1日平均 運行回数
						平日	土曜	日祝日	合計		
花屋敷鶴の 里団地線	1	花屋敷池の里南	鶴の里団地、大津駅	浜大津	5.7	836.5	147.0	231.0	1,214.5	365	3.3
	2	花屋敷池の里南	大津駅	浜大津	5.2	717.0	171.5	269.5	1,158.0	365	3.1
	3	浜大津	大津駅	花屋敷池の里南	4.8	717.0	122.5	192.5	1,032.0	365	2.8
	4	浜大津	大津駅、鶴の里団地	花屋敷池の里南	5.3	836.5	171.5	269.5	1,277.5	365	3.5
	合計					3,107.0	612.5	962.5	4,682.0	183	25.5

4. 補助対象期間の総走行キロ

運行 系統	申請 番号	起点	主な	終点	キロ程 (片道)	総実車走行キロ				総運行 日数	1日平均 走行キロ
						平日	土曜	日祝日	合計		
花屋敷鶴の 里団地線	1	花屋敷池の里南	鶴の里団地、大津駅	浜大津	5.7	9,536.1	1,675.8	2,633.4	13,845.3	365	37.9
	2	花屋敷池の里南	大津駅	浜大津	5.2	3,728.4	891.8	1,401.4	6,021.6	365	16.4
	3	浜大津	大津駅	花屋敷池の里南	4.8	3,441.6	588.0	924.0	4,953.6	365	13.5
	4	浜大津	大津駅、鶴の里団地	花屋敷池の里南	5.3	4,433.5	909.0	1,428.4	6,770.8	365	18.5
	合計					21,139.6	4,064.6	6,387.2	31,591.3	365	54.3

花屋敷鶴の里団地線運行日数（R8：2025/10/1～2026/9/30）

1. 運行日数

	平日	土曜日	日祝日	合計
10月	22	4	5	31
11月	18	5	7	30
12月	20	4	7	31
1月	19	4	8	31
2月	18	4	6	28
3月	21	4	6	31
4月	21	4	5	30
5月	18	5	8	31
6月	22	4	4	30
7月	22	4	5	31
8月	16	4	11	31
9月	19	4	7	30
合計	236	50	79	365

2. キロ程及び運行回数

運行 系統	申請 番号	起点	主な 経過地	終点	往 復	キロ程	運行回数(片道)			運行回数(往復)		
							平日	土曜	日祝日	平日	土曜	日祝日
花屋敷鶴の 里団地線	1	花屋敷池の里南	鶴の里団地、大津駅	浜大津	往復	5.7	7	6	6	3.5	3.0	3.0
	2	花屋敷池の里南	大津駅	浜大津	往復	5.2	6	7	7	3.0	3.5	3.5
	3	浜大津	大津駅	花屋敷池の里南	往復	4.8	6	5	5	3.0	2.5	2.5
	4	浜大津	大津駅、鶴の里団地	花屋敷池の里南	往復	5.3	7	7	7	3.5	3.5	3.5

3. 補助対象期間の総運行回数及び1日平均運行回数

運行 系統	申請 番号	起点	主な 経過地	終点	キロ程 (片道)	運行回数（往復）				総運行 日数	1日平均 運行回数
						平日	土曜	日祝日	合計		
花屋敷鶴の 里団地線	1	花屋敷池の里南	鶴の里団地、大津駅	浜大津	5.7	826.0	150.0	237.0	1,213.0	365	3.3
	2	花屋敷池の里南	大津駅	浜大津	5.2	708.0	175.0	276.5	1,159.5	365	3.1
	3	浜大津	大津駅	花屋敷池の里南	4.8	708.0	125.0	197.5	1,030.5	365	2.8
	4	浜大津	大津駅、鶴の里団地	花屋敷池の里南	5.3	826.0	175.0	276.5	1,277.5	365	3.5
	合計					3,068.0	625.0	987.5	4,680.5	183	25.5

4. 補助対象期間の総走行キロ

運行 系統	申請 番号	起点	主な	終点	キロ程 (片道)	総実車走行キロ				総運行 日数	1日平均 走行キロ
						平日	土曜	日祝日	合計		
花屋敷鶴の 里団地線	1	花屋敷池の里南	鶴の里団地、大津駅	浜大津	5.7	9,416.4	1,710.0	2,701.8	13,828.2	365	37.8
	2	花屋敷池の里南	大津駅	浜大津	5.2	3,681.6	910.0	1,437.8	6,029.4	365	16.5
	3	浜大津	大津駅	花屋敷池の里南	4.8	3,398.4	600.0	948.0	4,946.4	365	13.5
	4	浜大津	大津駅、鶴の里団地	花屋敷池の里南	5.3	4,377.8	927.5	1,465.5	6,770.8	365	18.5
	合計					20,874.2	4,147.5	6,553.1	31,574.8	365	54.3

花屋敷鶴の里団地線運行日数（R9：2026/10/1～2027/9/30）

1. 運行日数

	平日	土曜日	日祝日	合計
10月	21	5	5	31
11月	19	4	7	30
12月	19	4	8	31
1月	19	4	8	31
2月	18	4	6	28
3月	22	4	5	31
4月	21	4	5	30
5月	18	5	8	31
6月	22	4	4	30
7月	21	5	5	31
8月	16	3	12	31
9月	20	4	6	30
合計	236	50	79	365

2. キロ程及び運行回数

運行 系統	申請 番号	起点	主な 経過地	終点	往 復	キロ程	運行回数(片道)			運行回数(往復)		
							平日	土曜	日祝日	平日	土曜	日祝日
花屋敷鶴の 里団地線	1	花屋敷池の里南	鶴の里団地、大津駅	浜大津	往復	5.7	7	6	6	3.5	3.0	3.0
	2	花屋敷池の里南	大津駅	浜大津	往復	5.2	6	7	7	3.0	3.5	3.5
	3	浜大津	大津駅	花屋敷池の里南	往復	4.8	6	5	5	3.0	2.5	2.5
	4	浜大津	大津駅、鶴の里団地	花屋敷池の里南	往復	5.3	7	7	7	3.5	3.5	3.5

3. 補助対象期間の総運行回数及び1日平均運行回数

運行 系統	申請 番号	起点	主な 経過地	終点	キロ程 (片道)	運行回数（往復）				総運行 日数	1日平均 運行回数
						平日	土曜	日祝日	合計		
花屋敷鶴の 里団地線	1	花屋敷池の里南	鶴の里団地、大津駅	浜大津	5.7	826.0	150.0	237.0	1,213.0	365	3.3
	2	花屋敷池の里南	大津駅	浜大津	5.2	708.0	175.0	276.5	1,159.5	365	3.1
	3	浜大津	大津駅	花屋敷池の里南	4.8	708.0	125.0	197.5	1,030.5	365	2.8
	4	浜大津	大津駅、鶴の里団地	花屋敷池の里南	5.3	826.0	175.0	276.5	1,277.5	365	3.5
	合計					3,068.0	625.0	987.5	4,680.5	183	25.5

4. 補助対象期間の総走行キロ

運行 系統	申請 番号	起点	主な	終点	キロ程 (片道)	総実車走行キロ				総運行 日数	1日平均 走行キロ
						平日	土曜	日祝日	合計		
花屋敷鶴の 里団地線	1	花屋敷池の里南	鶴の里団地、大津駅	浜大津	5.7	9,416.4	1,710.0	2,701.8	13,828.2	365	37.8
	2	花屋敷池の里南	大津駅	浜大津	5.2	3,681.6	910.0	1,437.8	6,029.4	365	16.5
	3	浜大津	大津駅	花屋敷池の里南	4.8	3,398.4	600.0	948.0	4,946.4	365	13.5
	4	浜大津	大津駅、鶴の里団地	花屋敷池の里南	5.3	4,377.8	927.5	1,465.5	6,770.8	365	18.5
	合計					20,874.2	4,147.5	6,553.1	31,574.8	365	54.3